第44回 定時株主総会 招集ご通知

早稲田アカデミー

証券コード 4718

日　時

平成30年6月27日（水曜日）

午前10時（受付開始時刻 午前9時）

場　所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19

リーガロイヤルホテル東京

3階　「ロイヤルホールⅡ」

➡ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

決議事項

第１号議案

剰余金の配当の件

第２号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第３号議案

当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに第44回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

国内経済は穏やかな回復基調で推移する一方、国内外の政治情勢や金融資本市場の動向における不確実性は依然として高く、先行きに対する不透明感は否めません。

学習塾業界におきましても、教育制度改革・ＩＣＴ推進への対応、少子高齢化を視野に入れた業容改革等を背景に、淘汰と寡占化がより一層顕著となる不透明・不確実な状況が続いております。

そのような中、当社グループにおきましては、「本気でやる子を育てる」という創業教育理念の具現化と、難関中学・高校・大学の合格実績伸長に注力し、ブランド力の更なる向上による集客力の強化を図るとともに、業務システムの改善や勤務体制の見直し等により、収益率の向上を図ることを基本方針として取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成30年6月



代表取締役社長
古田信也

目次

株主総会参考書類 ➡ P.5

事業報告 ➡ P.39

- 株主の皆様へ …… 1
- 招集ご通知 …… 3
- 議決権行使のご案内 …… 4
- 株主総会参考書類 …… 5
  - 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第3号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件
- 事業報告 …… 39
- 計算書類 …… 62
- 監査報告 …… 66
- Topics …… 70

[ご参考]

中期経営計画

早稲田アカデミーグループ　中期経営計画
2018年3月期～2020年3月期

当社では、「本気でやる子を育てる」という創業教育理念のもと、「2028年　難関中学・高校・大学受験の進学塾として、すべての指標でNo.1を実現する」という10年後の経営目標達成に向け、2018年3月期を初年度とする3年間の中期経営計画を策定し、その実現に向けて各種施策に取り組んでおります。

長期業績目標（連結）

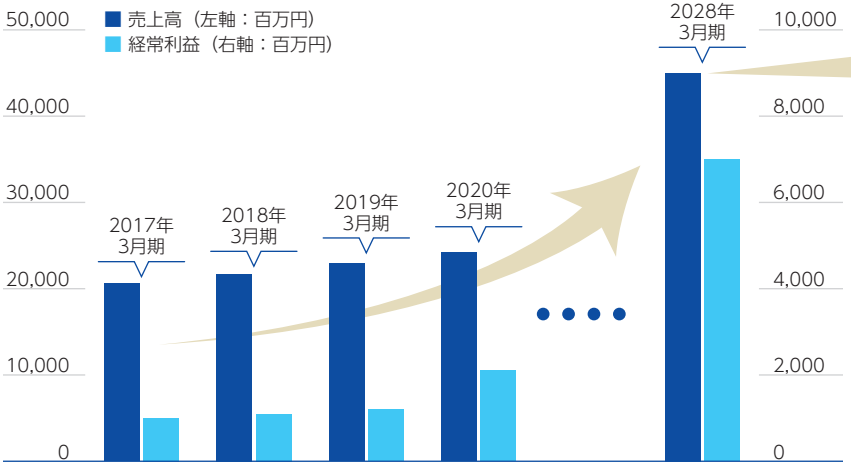

2028年3月期

売上高	450	億円
経常利益	70	億円
経常利益率	15.5	%

中期利益計画（連結）

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上（億円）	217	229	242
経常利益（億円）	11	15	21
経常利益率（%）	5.3	6.6	8.9

中期経営計画（2018年3月期～2020年3月期）における3つの施策

1．既存事業強化	■人材採用・育成強化 ■指導ツール・指導システムの改善 ■合格実績の飛躍的伸長 ■業務効率改善・働き方改革 ■コーポレートガバナンス・内部統制の強化
2．新規事業創出・発展	■英語教育 ■公教育連携
3．グループシナジー強化	■野田学園 ■水戸アカデミー ■集学舎

創業教育理念 ▶ 本気でやる子を育てる

企業バリュー ▶「挑戦」「本気」「GRIT」「利他」「誠実」

企 業 目 標 ▶ 教育企業として、すべての指標でNo.1をめざし、実現する。

証券コード　4718
平成30年6月7日

株主の皆様へ

東京都豊島区池袋二丁目53番7号
株式会社 早稲田アカデミー
代表取締役社長　古田　信也

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会の前日の営業時間終了時までに（平成30年6月26日（火曜日）午後6時までに）到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

日　時　**平成30年6月27日（水曜日）午前10時**

場　所　**東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19**
リーガロイヤルホテル東京　3階　「ロイヤルホールⅡ」（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項

報告事項

1. 第44期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、
   連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第 1 号議案　**剰余金の配当の件**

第 2 号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件**

第 3 号議案　**当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件**

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.waseda-ac.co.jp/ir/date/notification.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
   ①連結株主資本等変動計算書　②連結計算書類の連結注記表　③株主資本等変動計算書　④計算書類の個別注記表
   したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.waseda-ac.co.jp/ir/date/notification.html）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類（5ページ～38ページ）をご検討の上、是非とも議決権をご行使してくださいますようお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の2つの方法があります。



株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

日　時　平成30年6月27日（水）午前10時　（受付開始時刻 午前9時）

場　所　**東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19**
リーガロイヤルホテル東京　3階「ロイヤルホールⅡ」



株主総会にご出席いただけない場合

郵送（書面）により議決権のご行使をお願い申し上げます。

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
※同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限　平成30年6月26日（火）午後6時必着

議決権行使書のご記入方法

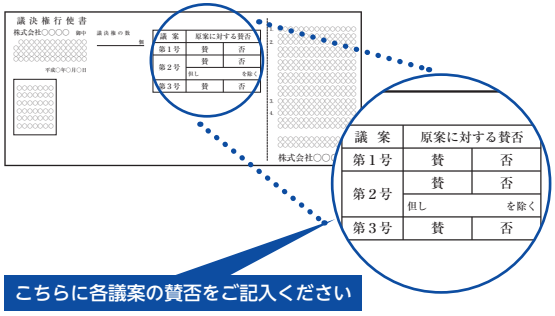

第 1 号議案　**第 3 号議案**

●賛成の場合→“賛”を○で囲んでください。
●否認する場合→“否”を○で囲んでください。

第 2 号議案

●全ての候補者に賛成の場合→“賛”を○で囲んでください。
●全ての候補者を否認する場合→“否”を○で囲んでください。
●一部の候補者を否認する場合→“賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

※各議案につきましては、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

第1号議案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の一つと認識しており、毎年の配当金につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、収益状況に応じて配当性向も勘案の上、配当額の向上を検討していく方針であります。

当期の期末配当金につきましては、上記の配当方針及び収益・財政状況等を勘案し、前期比で３円増配となる１株当たり23円（中間配当10円を含めますと１株当たりの年間配当金は33円となります。）とさせていただきたいと存じます。

（１）配当財産の種類	金銭
（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき23円（前期比で3円増配） 総額183,282,837円
（３）剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年６月28日（木曜日）

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	ふるた　しんや 古田 信也	代表取締役社長	再任
2	こうの　ようこ 河野 陽子	専務取締役管理本部長兼総務部長	再任
3	やまもと　ゆたか 山本　豊	常務取締役運営本部長兼運営部長	再任
4	いとう　まこと 伊藤　誠	取締役教務本部長兼事業開発部長 教育事業本部管掌	再任
5	かわまた　まさはる 川又 政治	取締役	再任 社外 独立

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

ふるた しんや 古田信也 (昭和37年2月16日生)

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
代表取締役社長	6,000株	18/18（100%）	20年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 昭和63年２月　当社入社
- 平成５年３月　教務部長就任
- 平成10年６月　取締役教務部長就任
- 平成11年４月　取締役運営本部副本部長 兼教務部長就任
- 平成13年６月　取締役副本部長兼教務部長就任
- 平成20年５月　株式会社野田学園 代表取締役社長就任
- 平成20年６月　常務取締役運営本部長 兼教務部長就任
- 平成25年６月　専務取締役運営本部長 兼個別進学館ブロック長就任
- 平成28年４月　代表取締役社長就任（現任）
- 平成30年１月　株式会社集学舎代表取締役社長就任（現任）

取締役候補者とした理由

教務総責任者・運営部門の統括責任者として当社事業を牽引してきた豊富な経験と幅広い知識を有し、代表取締役就任後は、強いリーダーシップと迅速な判断力・実行力で業績拡大を推進してまいりました。今後も、当社グループの発展と中長期的な企業価値向上に向けて経営トップとしての役割を果たし貢献できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

こうの ようこ 河野陽子 (昭和32年4月14日生)

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
専務取締役管理本部長 兼総務部長	22,600株	18/18（100%）	13年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 昭和57年３月　当社入社
- 昭和60年９月　中村橋校校長就任
- 昭和62年９月　総務部長就任
- 平成12年４月　管理本部副本部長兼総務部長就任
- 平成13年６月　副本部長兼総務部長就任
- 平成17年６月　取締役副本部長兼総務部長就任
- 平成20年６月　取締役管理本部長兼総務部長就任
- 平成25年６月　常務取締役管理本部長 兼総務部長就任
- 平成28年６月　専務取締役管理本部長 兼総務部長就任（現任）

取締役候補者とした理由

管理部門の統括責任者として、総務・人事・ＩＲを中心とした豊富な実務経験と幅広い知見を有し、企業体としての当社の成長発展を推進するとともに、当社グループの経営体制の整備、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスの強化に尽力してまいりました。引き続き、組織体制の強化と企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号
3

やまもと　ゆたか
山本 豊
（昭和38年6月30日生）

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
常務取締役運営本部長 兼運営部長	22,500株	18/18（100%）	15年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 昭和62年３月　当社入社
- 平成３年３月　早稲田校校長就任
- 平成７年10月　中央ブロック長就任
- 平成９年４月　運営部長就任
- 平成15年６月　取締役運営部長就任
- 平成20年６月　取締役運営本部副本部長
兼運営部長就任
- 平成28年４月　取締役運営本部長就任
- 平成28年６月　常務取締役運営本部長就任
- 平成29年４月　常務取締役運営本部長
兼運営部長就任（現任）

取締役候補者とした理由

学習塾事業における校舎管理、人材育成とマネジメント、受験指導等の豊富な経験をもとに、運営部門の責任者として商品開発、広告宣伝、マーケティング、業務システム開発等、校舎運営全般を強力に指導・支援し収益拡大を牽引するとともに、ＩＣＴ活用による業務改善にも尽力してまいりました。今後も、幅広い業務知識と経験により、当社グループの発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号
4

いとう　まこと
伊藤 誠
（昭和46年5月1日生）

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役教務本部長兼事業開発部長 教育事業本部管掌	1,000株	18/18（100%）	2年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 平成６年３月　当社入社
- 平成９年３月　中野富士見町校校長就任
- 平成13年４月　本部ブロック長就任
- 平成21年４月　サクセス18ブロック長就任
- 平成26年４月　大学受験部長就任
- 平成28年６月　株式会社野田学園
代表取締役社長就任（現任）
- 平成28年６月　取締役大学受験部長就任
- 平成29年４月　取締役教務本部長
兼高校受験部長就任
教育事業本部管掌
- 平成30年３月　取締役教務本部長
兼事業開発部長就任（現任）
教育事業本部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

小中学生対象の校舎責任者、大学受験部門の設立及び運営責任者としての経験に基づき、教務部門の総責任者として的確な判断力とリーダーシップで学習塾事業を推進してまいりました。また、子会社である株式会社野田学園の代表取締役として経営環境の変化に対応した機動的なマネジメントにより業績向上を実現してまいりました。今後も、これらの経験と豊富な知識に基づき、当社グループの発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号
5

かわまた　まさはる
川又 政治 (昭和24年7月2日生)

再任　社外　独立

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役	2,000株	18/18（100%）	4年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 昭和47年 4 月　株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）入社
- 平成 3 年 2 月　TOYO INFORMATION SYSTEMS (NY) CO.,LTD. 取締役社長就任
- 平成 8 年11月　OBERON SOFTWARE,INC. 取締役社長／CEO就任
- 平成13年 1 月　TIS R&D CENTER, INC. 取締役社長就任
- 平成15年 6 月　株式会社エス・イー・ラボ 常務取締役経営管理本部長就任
- 平成19年 8 月　TIS株式会社 北京代表処首席代表就任
- 平成22年 6 月　TIS株式会社常勤監査役就任
- 平成26年 6 月　当社取締役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり企業経営に関与し、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社社外取締役に就任以降、客観的かつ幅広い視点から、当社経営に対する有用な意見を闊達にいただいております。今後も、独立的立場から幅広い知見を当社経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）1．取締役候補者古田信也氏は、当社の100%出資子会社である株式会社集学舎の代表取締役社長を兼務しており、同社と当社は、管理業務及び経営・運営部門の業務指導支援に関する業務委託契約を締結しております。
2．取締役候補者伊藤誠氏は、当社の100%出資子会社である株式会社野田学園の代表取締役社長を兼務しており、同社と当社は、校舎建物に関する賃貸借契約並びに管理業務及び予備校運営の支援業務に関する業務委託契約を締結しております。
3．その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4．川又政治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5．当社は、川又政治氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっており、川又政治氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6．当社は、川又政治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成21年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量買付行為（下記Ⅲ．2.（3）①で定義されます。以下同じとします。）に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しました。そして、本プランは、平成21年6月26日開催の当社第35回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て継続され、その後、第38回定時株主総会、並びに第41回定時株主総会において継続のご承認をいただき、現在に至っております。本プランの有効期間は、平成30年6月27日開催予定の当社第44回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

当社は、本プランの有効期間の満了に先立ち、当社を取り巻く経営環境の変化等を勘案しつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、その在り方について検討してまいりました。かかる検討の結果、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、一部変更を加えた上で、本プランを継続すること（以下「本継続」といいます。）を、取締役の全員一致で決定いたしました。つきましては、株主の皆様に本継続のご承認をお願いするものであります。本議案を株主の皆様にご承認いただけた場合、本プランの有効期間は、本株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する当社定時株主総会（平成33年３月期に関する定時株主総会）の終結の時まで延長されることになります。本プランの内容は下記のとおりです。なお、本継続に際して加えられた変更は、基本方針の実現に資する特別な取組みに関する点のほかは、本継続に関連する日付等の形式的な修正及び字句の修正のみであり、本プランの基本的な内容（スキーム等）についての変更はなく、実質的には同一内容での継続であります。

上記取締役会には、監査等委員である取締役を含む全取締役（内、社外取締役３名）が出席し、本継続につき全員一致で承認可決されております。又、監査等委員３名全員が、本プランが適正に運用されることを条件に、本継続に賛同する旨の意見を述べております。

なお、本継続にあたり、本プランにおける取締役会の判断の合理性・公正性を担保するための機関である独立委員会に、独立委員３名の選任を予定しておりますが、その内１名につきましては、本株主総会の第２号議案が承認可決され、当社社外取締役として選任されることを条件として独立委員会委員に選任する予定であります。

記

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。又、最終的には株式の大量買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大量買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付者（下記Ⅲ．2．(3) ①で定義されます。以下同じとします。）との交渉などを行う必要があると考えております。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社取締役会において決定した上記基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施してまいります。

この取組みは、下記１．の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。従って、上記Ⅰ．の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

１．当社の企業価値の源泉

当社は、昭和51年に「早稲田大学院生塾」として発足して以来、一貫して「本気でやる子を育てる」という教育理念を掲げ、自分たちの力で日本一の学習塾になろうとの目標のもと、学習塾としての原点を見失うことなく、「成績向上と志望校合格」という生徒・保護者の期待とニーズに応えることを最優先に、質の高い授業の提供に努め、現在では全国屈指の有名進学塾へと成長するに至りました。

このような成長を実現できたのは、時代の変遷と顧客ニーズを踏まえた独自の「合格実績戦略」の推進により、難関中学・高校への合格実績を着実に積み上げてきたからです。合格実績を積み上げる過程において、「本気でやる子を育てる」ためには、個々の講師の努力だけではなく、講師が組織となって創意工夫することの重要性が自覚され、自主性を持つ個人からなる組織

が、より強みを発揮できるという当社の企業文化が形成されました。又、自らが掲げた高い目標に向けて本気で粘り強く努力を重ね、目標を成し遂げる達成感が共有されてきたことにより、自分たちの力で日本一の学習塾となるという目標が、従業員のモチベーションとなり、これらが更なる成長の源泉となってまいりました。しかしながら、それ以上に大きいのは、当社株主の皆様に当社の教育理念を全面的にご支持いただき、更には生徒・保護者の皆様からゆるぎない信頼を得ることができたためであります。

教育事業を行う企業として、持続的に企業価値を高めていくためには、指導技術・教材・カリキュラム・クラス運営等における高度で専門的なノウハウ、優秀な人材の育成を可能とする人事・研修制度、そこで養成された自主的に努力を重ねる優秀な講師陣などの経営資源が必要です。そして、これら経営資源が「生徒のやる気を引き出し、成績を伸ばすためのシステム」として有機的に機能する体制を維持・発展させていくことが極めて重要であります。又、これまで当社が築いてきた生徒・卒業生及びその保護者、相互の発展のために業務提携を行っている学習塾、学校法人等を含む取引先並びに従業員等の利害関係者との間の適切な信頼関係を維持することも必要不可欠です。

更には、将来にわたり、これらを一層向上させるべく、独自の教育プログラムやシステムの開発、新たな需要・市場の創造に積極的に挑戦していくことが必要となります。そして、かかる挑戦を可能とするのは、当社が培ってきた独自の企業文化を共有する従業員と経営陣によって構成される組織の力です。

このように、当社の企業価値は、教育理念、従業員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、組織力を生み出す企業文化、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものということができます。

又、当社が、かかる教育理念に基づいて、顧客や従業員への貢献を実現すれば、自ずとコーポレートビジョンが具現化され、業績向上を通じて、広い意味で社会への貢献を実現できるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えます。

2．企業価値向上への取組み

当社のコア事業は学習塾経営であり、その事業運営においては「本気でやる子を育てる」という創業教育理念に基づき、単に志望校に合格することだけを目的とするのではなく、受験勉強を通じて、「自らの力で考え、困難を乗り越えていける子供たちを育てる」ことを基本方針としてまいりました。このことは、当社が収益を伸ばし企業価値を高めていくという企業体としての目的を達するのみならず、資源を持たない日本が世界の中で発展していくために最も必要とされる「優秀な人材」の育成に資することであり、広く社会貢献につながるものであると確信しております。当社は今後も、この基本方針に基づき、民間教育機関として我が国の教育の一翼を担っていくとともに、当社の企業価値を更に向上させ、株主の皆様の負託に応えていく所存です。

当社としては、このような基本方針のもと、当社の企業価値向上を実現するべく、以下のとおり、中長期の経営戦略を策定しております。学習塾事業の拡大・発展に留まらず、新規事業への取組みも積極的に進め、進学塾としてNo.1の姿を達成した後は、未来のリーダー育成や、日本の教育の質の向上に貢献できる“総合教育企業”への成長を目指してまいります。

(1) 既存事業に関する経営戦略

① 合格実績戦略の推進

学習塾は、教育という無形の商品を提供するサービス業であり、サービス業として永続的に事業拡大を推進していくためには、生徒・保護者等の顧客ニーズに対し、常に高いレベルで応えていくことが必要です。とりわけ、進学塾における顧客ニーズは、まぎれもなく「成績を上げ、志望校に合格すること」であり、難関上位校合格という生徒・保護者の切実な要望と期待は、少子化の時代といえども普遍的に存在します。

このような考えに基づき、当社は創業以来、生徒が志望する難関校への合格実績を伸長させることにより、ブランド力の形成と強化を図ってまいりました。

創業当時、子供たちの憧れであった都立西高への合格者数No.1を宣言し、3年で達成しました。時代が変遷し私立中学・高校が台頭してくる中で、早慶附属高校への合格者数No.1を社内外に次の公約として掲げ、11年で達成することができました。早慶附属高校No.1により確立した高校入試における高いブランド力を更に強固なものに確立するために、東大への合格者数が日本一の開成高校への合格者数No.1を次の目標とし、達成しました。この開成高校合格者数No.1の実績は単に進学塾としてのステータスを高め、集客力を向上させるだけでなく、新規事業を推進する上でも、当社の教務力・人材育成力に対する信頼性を築くという意味で、重要な要素となります。難関私国立高校入試における圧倒的なブランド力を確立させた今、次なる中長期目標として、中学入試・大学入試におけるブランド力強化を図るため、「御三家中学への合格者数No.1」「東大現役合格者数300名」を社内外に公表し取り組んでおります。

以上のとおり、合格実績戦略を推進しブランド力を飛躍的に向上させてくる中で、当社が獲得してきたノウハウは、「普通の学力レベルの子供たちを伸ばして、難関校に合格させるシステム」、「子供たちのやる気を引き出し、成績向上につなげる学習空間作り」といった他社が一朝一夕で真似をすることのできないスキルであり、これは、当社のコア・コンピタンスともいえるものです。又、このようなコア・コンピタンスを形成することができたのは、①組織の力を最大限に発揮するためのコンビネーション、②教育理念の具現化（基本動作の徹底）、③有言実行を尊び実践する企業文化（社風）を、長年にわたり戦略的に築いてきたことが大きな要素であります。

当社は今後も、合格実績戦略を推進し圧倒的なブランド力を確立するとともに、それを支える企業文化の更なる醸成を図り、企業価値を向上させてまいります。

② 既存事業強化に向けた取組み

長期経営目標の達成に向けた飛躍の基盤を作るために、中期的には以下の施策を推進して既存事業を強化し、品質向上と信頼向上を図ってまいります。

・人材の採用と育成の強化
・指導ツール、指導システムの改善
・合格実績伸長に向けた具体的施策の推進
・業務効率の改善と働き方改革の推進
・コーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化

(2) 新規事業の創出と発展への取組み

①英語教育事業の拡大

現在、我が国においては、国際的に活躍することができる「グローバル人材」の育成が強く求められており、「グローバル人材」にとって必要不可欠な、世界で通用する英語力の養成とそれを実現するための指導体制の整備が大きな課題となっています。そのような状況を踏まえ、当社では、“活きた英語力”を身につけるための、多読を中心とした新たな英語教育プログラムの開発を進めており、「早稲田アカデミーIBS」として開始したこの取組みは、既に実用英語技能検定（英検）においても画期的な成果をあげております。

今後は、「早稲田アカデミーIBS」ブランドを更に発展させるとともに、IBSの指導ノウハウを活用した汎用性の高いプログラムで指導する英語塾を「English ENGINE」ブランドとして広く積極展開し、英語教育事業の拡大を図ってまいります。

②公教育等との連携推進

公教育において、子供たちの育成を担う教員の資質能力向上が最重要かつ喫緊の課題とされる中、その課題に対応するため、自治体と民間組織との外部連携が模索されております。当社は既に、当社が開発した、学力向上に直結する実践的な指導方法を伝授する「教師力養成塾e-講座」の提供や、法定研修である初任者研修の受託、校内教員研修の支援などを通じて公教育との協働連携を進めており、高い評価をいただいております。

今後も、学習塾事業を運営する中で培ってきた人材育成ノウハウ、当社独自の指導・研修ノウハウを活用した高品質な研修ツール・研修プログラムを開発し、公教育との連携及び支援を推進し、ブランド価値向上、企業価値向上の実現につなげてまいります。

3．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織を構築することを基本方針としており、内部牽制及び監督機能の充実、リスクマネジメント及びコンプライアンスの強化、正確かつ迅速な情報開示に努め、企業統治が有効に機能する体制の構築を目指しております。

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役５名（内、社外取締役１名）、監査等委員である取締役３名（内、社外取締役２名）の合計８名で構成されており、取締役間の牽制が有効に機能し、十分な議論の上で迅速な意思決定を行い得る規模となっております。

又、取締役会の他、取締役、本部長、副本部長で構成する経営会議を毎月１回開催し、経営状況の正確で迅速な把握と情報の共有を図るとともに、事業運営にかかる重要事項や課題につき、討議・検討をしております。

経営監督機能といたしましては、監査等委員会を設置しております。監査等委員である取締役３名の内２名が社外取締役（内１名は公認会計士、１名は公認会計士資格を保有する弁護士）で、監査計画に基づき取締役の職務執行状況を監督するとともに、各部署の業務執行状況及び会計面の監査を実施しております。監査等委員会監査においては、内部監査室、会計監査人との意見交換や連携を強化し、三様監査が十分に機能するよう努めております。

会社法監査・会計監査人には監査法人を選任し、監査に加え、会計面からの意見をいただいております。又、法務面では、顧問弁護士等から、必要に応じ、随時アドバイスを受け、経営判断の参考としております。

今後も、当社は、株主の皆様、顧客の皆様（生徒・卒業生及びその保護者）、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールの遵守を徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

4．業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社は、多数のステークホルダーの皆様にご支持いただくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な要素であると考えており、中でも株主の皆様への利益還元を強化していくことは重要な経営課題の一つと考えております。

配当につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、収益状況に応じて配当性向も勘案の上、配当額の向上を検討していく方針であり、中間配当と期末配当の年２回、剰余金の配当を行うことを基本としております。この方針に基づき、本株主総会においては、平成30年３月期期末配当を前期より３円増額の23円（中間配当を含めた年間配当としては33円）とすることをご提案いたします。又、平成31年3月期の予想配当額は、本年５月９日に発表しました「平成30年3月期　決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載のとおり、中間配当10円、期末配当25円

の、年間で合計35円を予定しております。
　今後も安定的な経営基盤の確立と株主資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を更に強化するべく経営努力を継続してまいる所存であります。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1．企業価値の向上及び株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

　上記Ⅱ．のとおり、当社においては、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、これまでの日本の資本市場において、株主の皆様に十分な検討時間を与えず、又、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付行為を強行するといった事例が存在したことは否定できません。
　もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。
　しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行ういわゆる「濫用的買収」など、企業価値の向上及び株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為が存在する可能性があることは否定できません。

(2) 本継続の目的及び必要性

　現在、当社創業者の親族及びその関係者（以下「創業一族等」といいます。）が、当社の大株主として当社株式を保有されておりますが、創業一族等は当社の経営には参画しておられません。一方、現経営陣（取締役）の所有する株式は平成30年３月31日現在で合計で0.68％に過ぎません。これらの事情に鑑みると、今後、当社株式の分散化が進み、当社の株式の流動性が増していく可能性が十分に考えられます。
　又、昨今はいわゆる「濫用的買収」などの、会社の企業価値を毀損する大量買付行為の動きは弱まっているものの、今後、このような大量買付行為が行われる可能性は存在し、当社としても、将来において、当社の企業価値を毀損する当社株式の大量買付行為が行われる可能性は否定できないものと考えております。そして、当社は、前述のとおり、当社グループの生徒・卒業生及びその保護者、業務提携を行っている学習塾、学校法人等を含む取引先及び講師等の従業員等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係を維持・発展させていくことが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しておりますが、当社

株式の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社取締役会としては、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本継続を行うことを決定いたしました。すなわち、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本継続を行うことといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規則（その概要については別紙１をご参照ください。）に従い、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、当社が、現時点において、当社株式の大量買付行為に係る具体的な提案を受けている事実はございません。

２．本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると判断されるときには、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。又、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本継続の手続

本継続については、株主の皆様の意思を反映するため、本株主総会にお諮りし、普通決議により、いわゆる勧告的決議として、その賛否を決するものとします。

(3) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株式の買付けその他の有償の譲受け又はこれに類似する行為（以下「買付け等」といいます。）の結果、

a. 当社の株券等[1]の保有者[2]が保有[3]する当社の株券等に係る株券等保有割合[4]の合計
b. 当社の株券等[5]の公開買付者[6]が所有[7]し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者[8]が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合[9]の合計

のいずれかが20%以上となる者（当該買付け等の前に上記ａ．又はｂ．のいずれかが20%以上である者を含み、以下「特定株式保有者」といいます。）による買付け等又は買付け等の提案とします（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。なお、当社は、上記a．又はb．の割合が20%以上となる場合、当社の経営上具体的な影響力を有することとなると考え、上記要件を設定いたしました。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じ。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じ。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じ。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じ。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じ。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じ。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じ。

8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じ。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じ。

② 本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（http://www.waseda-ac.co.jp/ir/）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を日本語で記載した書面（以下「買付提案書」と総称します。）を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記事項証明書、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して、追加的に情報を提供するよう請求することがあります。かかる追加情報提供の請求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後15営業日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。）以内に行うこととします。

a. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者[10]、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。以下「大量買付者グループ」という場合があります。）の詳細（それぞれの名称、保有する当社の株券等の数、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式総数、代表者、役員及び従業員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の状況、直近3事業年度の財務状態、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含む。）その他の経理の状況、反社会的勢力及びテロ関連組織との関係（直接的か間接的かを問いません。）の有無及び関係がある場合の当該関係の具体的内容、並びに大量買付者グループ内における相互の関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
b. 大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の適法性、大量買付行為の実行の蓋然性を含みます。）

c. 買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大量買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容。又、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の具体的内容。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った具体的経緯。）
d. 大量買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
e. 大量買付者グループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細
f. 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
g. 大量買付者が大量買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
h. 大量買付行為の後における当社及び当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）の生徒・卒業生並びにその保護者、提携先の学習塾や取引関係のある学校法人、講師等の従業員、その他の当社利害関係者に対する処遇・取扱方針の具体的内容
i. 当社グループの従業員の勤労意欲（合格実績に象徴される当社ブランド力を支えるというプライドを含めたモチベーション）、及び当社グループの企業文化を維持し高揚・発展させていくための具体的な施策
j. 大量買付行為の完了後における、指導ノウハウ・合格実績等、当社グループの無形財産の取扱いに関する方針並びに具体的計画と、それにより当社グループの企業価値を向上させる具体的な施策
k. 支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に企図する当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資、経営、業務関与経験の有

無及びその内容、実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

l. 純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性と資本提携により当社グループの企業価値が向上する理由

m. 重要提案行為等[11]を行うことを大量買付行為の目的とする場合、又は大量買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

n. 大量買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

o. 大量買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由

p. 大量買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要

q. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

10. 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。
11. 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、又、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、その全部又は一部につき速やかに情報開示を行います。

③ 当社取締役会の検討手続（取締役会評価期間）

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）又は不十分ではあるものの取締役会評価期間を早急に開始する必要があると判断した場合（この場合においては、当社取締役

会は大量買付者に対して引き続き本必要情報の提供を求めることができます。）には、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、情報開示を法令等に従って適時かつ適切に行います。

当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けの場合）又は90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめます。

なお、当社取締役会は、下記⑥、ⅱ.（ⅱ）に従い、株主意思確認株主総会（下記⑥ⅱ.（ⅱ）において定義されます。以下同じとします。）を開催する場合を除き、上記の意見のとりまとめにおいて、対抗措置の実施又は不実施の決定を行うものとし、かかる決定がなされた場合には、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、株主意思確認株主総会を開催する場合を除き、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、対象となる大量買付行為の内容に照らして必要と判断する事項を、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会の委員は、3名とし、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等の中から選任されるものとします。本プランの独立委員会の委員には、原口昌之氏、木屋善範氏及び福岡幸一氏の合計3名が就任しており、本継続に際しては、原口昌之氏及び木屋善範氏の２名が、引き続き独立委員会の委員として留任し、新たに川又政治氏の就任を予定しております。なお、各委員の略歴は、別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙1「独立委員会規則の概要」に記載のとおり

です。又、独立委員会の判断がなされた場合、当該判断の概要については、速やかに情報開示を行います。

⑤ 対抗措置の発動の条件

大量買付行為に対する対抗措置の発動は、以下の条件に該当する場合に限り、行うことができるものとします。

ⅰ．大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行い又は行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ⅱ．大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

（ⅰ）高値買取要求を狙う買収である場合

（ⅱ）重要な資産・生徒に関する情報等を廉価に取得するなど、当社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合

（ⅲ）当社の資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合

（ⅳ）当社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせるか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収である場合
（ⅴ）当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
（ⅵ）最初の買付けで全株式の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
（ⅶ）大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
（ⅷ）大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
（ⅸ）前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
a. 生徒・卒業生及びその保護者、取引先、講師等の従業員その他の利害関係者との信頼関係等、当社の企業価値の源泉を毀損し、ひいては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益が害されることを回避することができないか又はそのおそれがある場合

⑥ 対抗措置の発動の判断の具体的手続

当社取締役会が、対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

ⅰ．上記⑤ⅰ．に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合

当社取締役会は、独立委員会に対抗措置の発動の可否を諮問の上、独立委員会の判断を最大限尊重して、対抗措置の発動を判断するものとします。

なお、独立委員会において、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとしていることを確認した場合、独立委員会は原則として、可及的速やかに対抗措置の発動を勧告するものとします。又、かかる場合において、当社取締役会が大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会に諮問をする時間的余裕がないと当社取締役会において判断した場合、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動することができるものとします。

ⅱ．上記⑤ⅱ．に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合

当社取締役会は、以下の（ⅰ）又は（ⅱ）のいずれかの手続に従って、対抗措置の発動を判断するものとします。

（ⅰ）独立委員会への諮問

当社取締役会は、取締役会評価期間の開始後、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の第三者（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

（ⅱ）株主意思確認株主総会の開催

当社取締役会は、（a）独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は（b）上記（ⅰ）の独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただきます。

上記（a）又は（b）に基づき株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当社取締役会は、実務上合理的に可能な限り速やかに株主意思確認株主総会を招集するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を開催する場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

⑦ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買

付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合[1]や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて適切な期間の取締役会評価期間を設定し、独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施又は中止に関する決定を行うことができ、又、上記⑥ⅱ.（ⅱ）記載の各場合に該当する場合には、株主意思確認株主総会を招集することができるものとします。

対抗措置の実施又は中止に関する当社取締役会による決定又は株主意思確認株主総会の決議が行われた場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、速やかに情報開示を行います。

1. この場合、当社取締役会は当該変更に係る情報で本必要情報として不足しているものを大量買付者に求めることができるものとします。

⑧ 大量買付行為の開始可能時期

大量買付者は、以下のいずれかの条件を満たした場合に限り、大量買付行為を開始することができるものとします。

（ⅰ）当社取締役会が、対抗措置の不実施の決定を行ったとき
（ⅱ）当社取締役会が、株主意思確認総会の開催又は対抗措置の実施を決定することなく、取締役会評価期間が終了したとき
（ⅲ）株主意思確認株主総会において対抗措置の発動承認議案が否決されたとき又は対抗措置の不発動承認議案が可決されたとき

(4) 対抗措置の概要

当社は、当社取締役会（株主意思確認株主総会が開催される場合は、当社株主総会）の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）に基づき、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権無償割当て決議において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者等（別紙2「本新株予約権の無償割当ての概要」第8項第①号に定義する「非適格者」）は、本新株予約権を行使することができないものとします。

又、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者等以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。

なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

更に、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

なお、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

上記（1）に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置が実施された場合、速やかに情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本継続に関し、本株主総会で株主の皆様にご承認いただいた場合、本プランの有効期間は、本株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する当社定時株主総会（平成33年3月期に関する定時株主総会）の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

又、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成30年5月25日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以降、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会は、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を修正又は変更することができます。本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実等について、速やかに公表いたします。

又、平成33年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

３．株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記（4）③に記載の手続により、本新株予約権の概要に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の概要に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定株式保有者及びその関係者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者及びその関係者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様に株式が交付される場合には、当該株式が、株主の皆様の振替口座に記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値の内、本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等

① 株主名簿への記録の手続

当社取締役会（株主意思確認株主総会が開催される場合は、当社株主総会の決議）において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、当社普通株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以上で当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める数の当社普通株式が発行されることになります。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。又、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ．本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」及び「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、又、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。更に、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

2．企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲ．に記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

3．株主意思を重視するものであること

(1) 本継続は、上記Ⅲ．2．(2) に記載のとおり、本株主総会において本継続に係る議案をお諮りし、株主の皆様の承認を得られることを条件としておりますので、株主の皆様のご意向を反映させたものです。

(2) 本プランは、上記Ⅲ．2．(3) ⑥に記載のとおり、(a) 独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は (b) 独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくこともできることとしており、対抗措置の実施について、株主の皆様のご意思を確認することができます。

(3) 上記Ⅲ．2．(5) に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ．2．(3) ④に記載のとおり、継続後の本プランにおいても、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として、引き続き、独立委員会を設置します。

このように、上記Ⅲ．2．(3) ⑥に記載のとおり、株主意思確認株主総会を開催しない場合であっても、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、速やかに情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ．2．(3) ⑤に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6．独立した地位にある専門家の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ．2．(3) ③及びⅢ．2．(3) ⑥に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されております。

7．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ．2．(5) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。又、当社はいわゆる期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

別紙1

独立委員会規則の概要

1．（設置）

独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

2．（構成）

独立委員会の委員は、3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）又は社外有識者等（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、当社の主たる事業である進学学習指導業務・学習塾経営又は学校教育を含む教育事業に見識を有する社外者、実績のある会社経営者等）の中から当社取締役会の決議により選任される。

3．（任期）

独立委員会委員の任期は、本株主総会の日から3年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定時株主総会（平成33年3月期に関する定時株主総会）の終結の時までとする。

本プランが失効した場合には、独立委員会の委員の任期は、本プランの失効時に満了する。

社外取締役である独立委員会委員が、それぞれの役員としての地位を喪失した場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4．（決議事項）

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について、取締役会の諮問がある場合には、当該諮問事項について審議の上、決議し、その決議の内容をその理由を付して取締役会に勧告する。なお、独立委員会の委員は、当該決定にあたっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わない。

① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
② 買付提案の内容が当社の企業価値及び株主共同の利益を害するか否か並びに対抗措置の実施又は不実施
③ 対抗措置の中止
④ 上記①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

5．（決議方法）

（1）独立委員会の決議は、独立委員会の全委員が出席し、その過半数をもって行う。但し、次項に定める理由又はやむを得ない事由により独立委員会の全委員が出席できない場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。なお、独立委員会は、その決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行う。

（2）前項の決議について特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、議決に加わることができない。

6．（情報の収集等）

独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要請し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

又、独立委員会は、適切な判断を確保するために、第４条の決議を行うに際して、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以　上

別紙2

本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとする。

1．割当対象株主
本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下、かかる当社取締役会における決議を「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる。

2．発行する本新株予約権の総数
割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数とする。

3．新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4．新株予約権の目的である株式の種類及び数
① 新株予約権の目的である株式の種類
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
② 新株予約権の目的である株式の数
新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以上で当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める数とする。

5．新株予約権の払込金額
無償とする。

6．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、当社普通株式１株当たり1円とする。

7．新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

8．新株予約権の行使の条件

本項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、当社の株式の買付けその他の有償の譲受け又はこれに類似する行為（以下「買付け等」という。）の結果、

Ⅰ 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合（この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算する。）の合計

Ⅱ 公開買付けによって当社の株券等の買付け等を行う旨の公告を行った公開買付者で、当該買付け等の後において、公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%以上となる者（当該買付け等の前に上記Ⅰ又はⅡのいずれかが20%以上である者を含み、又、当社取締役会がこれらに該当すると認める者を含む。）をいう。

b. 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。Ⅱにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。

e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

f. 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

g. 「保有株券等の数」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有株券等の数をいう。

h. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。

i. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。

j. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

k. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

① 以下に定める者（以下「非適格者」と総称する。）は本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の者の内、当社の株式を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、非適格者に該当しないこと

とする。

a. 特定株式保有者
b. 特定株式保有者の共同保有者
c. 特定株式保有者の特別関係者
d. a.ないしc.までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
e. a.ないしd.までに該当する者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者

② 上記①の規定に従い、非適格者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該非適格者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
③ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
④ 上記の他、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

9．当社による本新株予約権の取得

① 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の翌日以降、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で本新株予約権全部を取得することができる。
② 当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）において、非適格者以外の者が有する本新株予約権の内、取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

10. 本新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

以　上

別紙3

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏　名	略　歴	
原口　昌之 (はらぐち　まさゆき)	平成８年４月	公認会計士登録
	平成12年４月	弁護士登録
	平成16年１月	原口総合法律事務所開設代表就任（現任）
	平成20年６月	当社監査役就任
	平成29年６月	当社取締役（監査等委員）就任（現任）
木屋　善範 (きや　よしのり)	平成９年４月	弁護士登録、河村法律事務所入所（現任）
	平成12年４月	東京弁護士会会社法部（現任）
	平成15年４月	東京弁護士会税務特別委員会（現任）
	平成21年４月	慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師（現任）
川又　政治 (かわまた　まさはる)	昭和47年４月	株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）入社
	平成３年２月	TOYO INFORMATION SYSTEMS (NY) CO.,LTD.取締役社長就任
	平成８年11月	OBERON SOFTWARE,INC.取締役社長／CEO就任
	平成13年１月	TIS R&D CENTER,INC.取締役社長就任
	平成15年６月	株式会社エス・イー・ラボ常務取締役経営管理本部長就任
	平成19年８月	TIS株式会社北京代表処首席代表就任
	平成22年６月	TIS株式会社常勤監査役就任
	平成26年６月	当社取締役就任（現任）

（注）1. 原口昌之氏及び川又政治氏は、会社法第2条第15号に定める当社社外取締役です。又、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定されております。両氏と当社との間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。
2. 木屋善範氏と当社の間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。

以　上

別紙4

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート（注１）

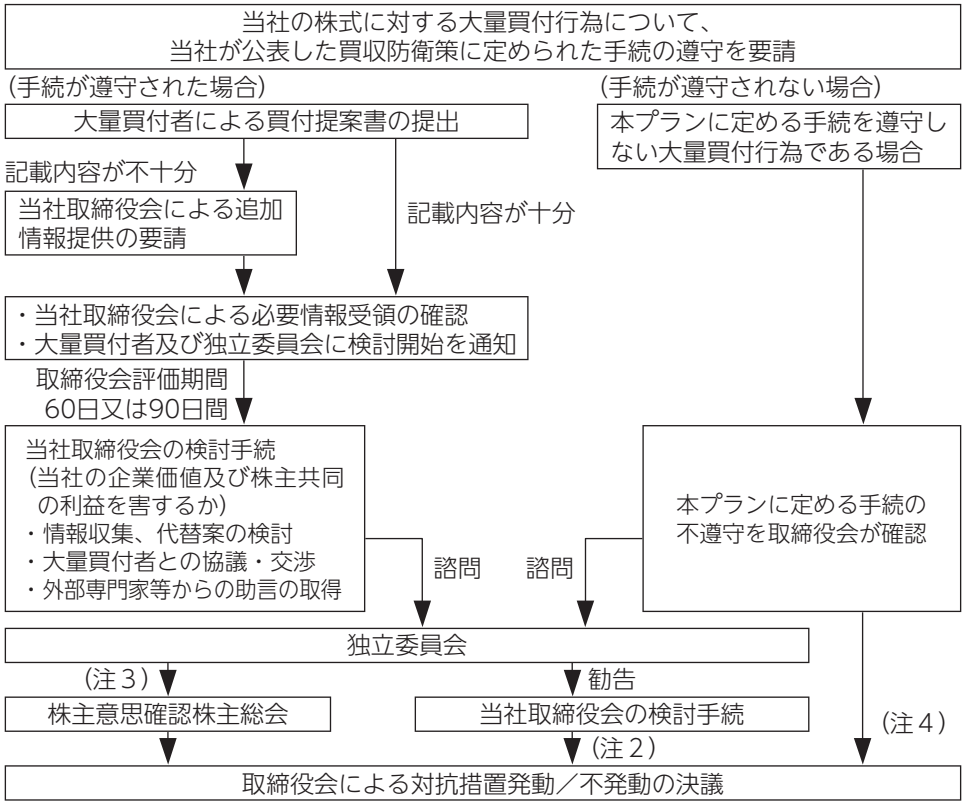

（注１）本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

（注２）当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して決議を行います。

（注３）発動の条件⑤ ii に該当することを理由として対抗措置の発動を判断する場合であって、（a）独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告したとき、又は（b）独立委員会への諮問後であっても、取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断したときには、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認するための株主意思確認株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただきます。

（注４）当社取締役会が、大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会に諮問する時間的余裕がないと判断した場合、独立委員会への諮問は行わず、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動できるものとします。

以　上

1．企業集団の現況

業績ハイライト

- ４期連続　増収増益を達成
- 売上高は221億円（前期比7.1％増）となり中期経営計画を達成
- 塾生数は過去最高数を更新、新規問合せ者数も引き続き好調

売上高

22,143 百万円

前期比**7.1**％増

営業利益

1,112 百万円

前期比**4.2**％増

経常利益

1,107 百万円

前期比**3.0**％増

親会社株主に帰属する当期純利益

727 百万円

前期比**7.0**％増

売上高
（百万円）

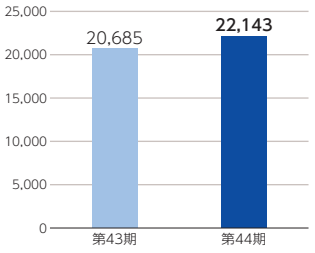

経常利益
（百万円）

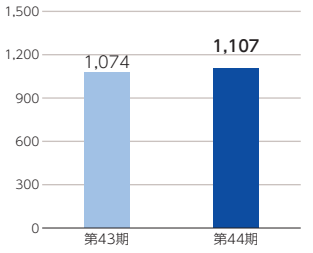

塾生数推移（連結/期中平均）
（人）

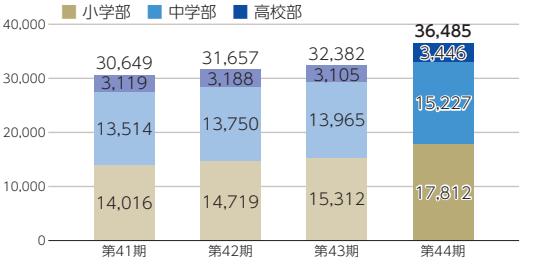

※第44期につきましては、株式会社集学舎の塾生数（平成30年1月～3月の3ヶ月の期中平均塾生数1,887人）を含んでおります。

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、穏やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外の政治情勢や金融資本市場の動向における不確実性は依然として高く、先行きは不透明な状況が続きました。

当社グループが属する学習塾業界におきましては、大学入試制度改革、小学校における英語教科化をはじめとする英語教育の見直し、ＩＣＴを活用した教育サービスの開発等、取り巻く環境が大きく変化しております。同時に、民間教育に対する社会からの期待と関心も高まる中で、各企業とも教育制度や顧客ニーズの変化に対応した新たなサービスの創出に取り組んでおります。

このような経営環境の下、当社グループにおきましては、中期経営計画に定める諸施策を推進してまいりました。当連結会計年度から３年間を、2028年の長期業績目標達成に向けた飛躍の基盤を作るための期間と定め、“人材の採用と育成強化”、“サービス品質の向上”、“業務効率改善”を既存事業強化のための重点課題に据えて注力いたしました。

当社においては、教務・運営両面での校舎支援体制を強化するとともに、新規事業の創出・発展に向けた体制を整備するために、平成29年４月に大幅な組織改革を行うとともに、新基幹システムの稼働に伴う校舎営業体制の効率化と内部統制システムの再構築に取り組みました。

又、平成30年１月４日付で、千葉県内房エリアにおいて「ＱＵＡＲＤ（クオード）」のブランド名で進学塾を展開する株式会社集学舎並びに同社に校舎物件を賃貸する有限会社クオード・エンタープライズの全株式を取得し子会社化いたしました。県立千葉高校を始めとする難関校への高い合格実績を有する株式会社集学舎が当社グループに加わることで、千葉県内でのドミナント展開を一層推進するとともに、中期経営計画で定める「都県立難関高校の合格実績伸長」を加速できるものと期待しております。

連結子会社である株式会社野田学園につきましては、売上単価の大きい高卒生の集客に苦戦をしたことが影響し、減収減益と厳しい結果となりましたが、進学指導においては、難関大医学部への合格実績を大きく伸長させることができました。次年度に向けては、３月中の新入生獲得が順調に進んだことにより収益回復の見込みが立っております。

株式会社水戸アカデミーにつきましては、志望校合格に直結するきめ細かい指導と当社の難関校受験対策カリキュラムを活用した講座に注力し、県立水戸第一高校をはじめとする難関校への合格実績を伸長させるとともに、収益面でも堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は22,143百万円（前期比7.1％増）、営業利益1,112百万円（前期比4.2％増）、経常利益1,107百万円（前期比3.0％増）、再開発等に伴う校舎移転補償金83百万円を特別利益に、軽井沢研修施設売却の意思決定に伴う減損損失30百万円を特別損失に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は727百万円（前期比7.0％増）となりました。



▲卒塾生対象のアルバイト説明会風景

セグメント別事業状況

教育関連事業

当事業におきましては、年間を通じて「指導成果（学習意欲と学力の向上）と顧客満足度による他社との差別化」を注力課題とし、講師研修の強化と教材・カリキュラムの見直し等による授業サービスの品質向上に努めてまいりました。又、グループ各社とも、難関校志望者のための特別講座の拡充や、成績管理と進学指導レベルの向上に取り組み、難関上位校への合格実績伸長に努めました。

集客面では、合格実績の飛躍的な伸長が新入生獲得に好影響を与えたことに加え、新たな顧客層開拓に向けたメディアミックスによる宣伝活動や、芦田愛菜さんをイメージキャラクターに起用した広告宣伝が功を奏し、問い合わせ者数の大幅な増加につながりました。

校舎展開につきましては、３月に小中学生対象の集団指導校舎「蒲田校」を新規出校し、当連結会計年度末の校舎数は、グループ合計で161校（当社153校、株式会社野田学園２校、株式会社水戸アカデミー２校、株式会社集学舎４校）となりました。

期中平均塾生数につきましては、株式会社集学舎を含め、小学部17,812人（前期比16.3%増）、中学部15,227人（前期比9.0%増）、高校部3,446人（前期比11.0%増）、合計で36,485人（前期比12.7%増）となりました。

以上の結果、教育関連事業の売上高は22,086百万円（前期比7.1%増）、セグメント利益4,017百万円（前期比16.9%増）となりました。



▲駅構内での当社フラッグ広告の様子



▲当社英語教室での授業風景等

不 動 産 賃 貸

当事業におきましては、外部顧客向け賃貸物件の稼働率向上に努めるとともに、修繕費用等の増加抑制に努めました。セグメントの損益状況といたしましては、第４四半期連結会計期間より有限会社クオード・エンタープライズが新たに連結対象に加わり、売上高144百万円（前期比23.8％増）、セグメント利益35百万円（前期比77.5％増）となりました。

■ 売上高構成（連結）

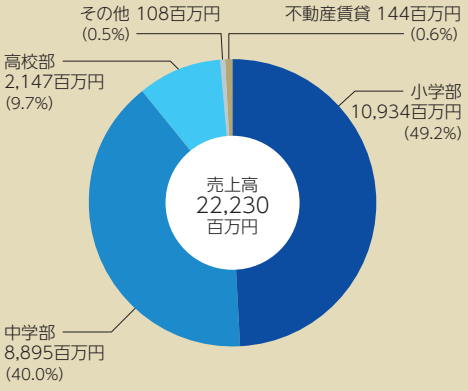

(注) 1.セグメント間の取引については、相殺消去しておりません。
2.（ ）内は構成比を表しております。

■ セグメント別売上高と塾生数の状況（連結）

報告セグメント別品目	当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）		
	生徒数（人）	金額（百万円）	前期比増減額（百万円）
教育関連事業	36,485	22,086	+1,457
小学部	(17,812)	(10,934)	+1,149
中学部	(15,227)	(8,895)	+293
高校部	(3,446)	(2,147)	+7
その他	−	(108)	+7
不動産賃貸	−	144	+27
合計	36,485	22,230	+1,485

(注) 1.セグメント間の取引については、相殺消去しておりません。
2.生徒数は、期中平均の在籍人数を記載しております。
3.（ ）内は教育関連事業の内数を表しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,314百万円（賃貸借契約に基づく敷金及び保証金の差入を含む。）であり、その主なものは、以下のとおりであります。

イ．当連結会計年度中の新規出校校舎等

当社：蒲田校

ロ．当連結会計年度中に実施した設備の取得又は改修等

当社：既存校の建物附属設備の取得及び社内システムの整備のための支出

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債の発行及び長期借入れによる資金調達は行っておりません。

なお、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を、又、安定資金を確保し財務基盤の強化を図るため、取引銀行７行と分割実行可能期間付シンジケートローン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、2,300百万円であります。

(4) 重要な子会社の状況等

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社野田学園	40百万円	100.0%	高卒生及び高校生対象の大学受験予備校
株式会社水戸アカデミー	10百万円	100.0%	小学生及び中学生対象の進学塾
株式会社集学舎	10百万円	100.0%	小学生、中学生及び高校生対象の進学塾
有限会社クオード・エンタープライズ	10百万円	100.0%	株式会社集学舎等に対する保有物件の賃貸

（注）当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

②企業結合等の状況

当社は平成30年１月４日付で株式会社集学舎及び有限会社クオード・エンタープライズの全株式を取得し、両社を当社の完全子会社といたしました。

（注）上記２社は、平成30年４月１日付で、株式会社集学舎を存続会社、有限会社クオード・エンタープライズを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分		第 41 期 (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで)	第 42 期 (平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで)	第 43 期 (平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで)	第 44 期 (平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで)
売上高	(百万円)	19,443	20,190	20,685	22,143
経常利益	(百万円)	732	1,017	1,074	1,107
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	420	584	679	727
１株当たり当期純利益	(円)	50.86	70.24	81.56	87.85
純資産	(百万円)	6,185	6,549	7,040	6,998
総資産	(百万円)	11,724	12,187	12,576	14,382
１株当たり純資産	(円)	745.75	785.81	844.71	883.51

(注)　１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、又、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、第41期及び第42期の自己株式については、従業員持株ＥＳＯＰ信託が保有する自己株式を、第44期の自己株式については、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する自己株式を含めて算出しております。

売上高
(百万円)

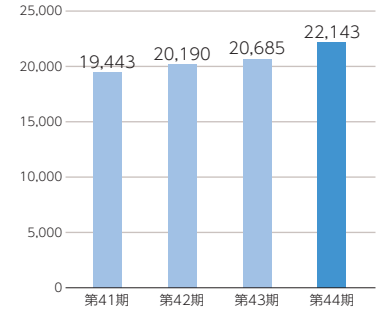

経常利益／経常利益率
(百万円)　(%)

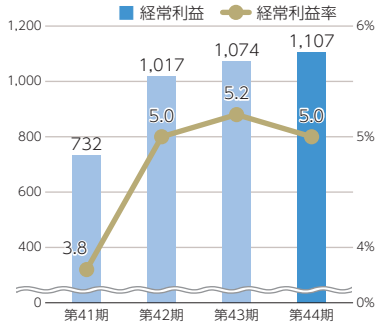

親会社株主に帰属する当期純利益
(百万円)

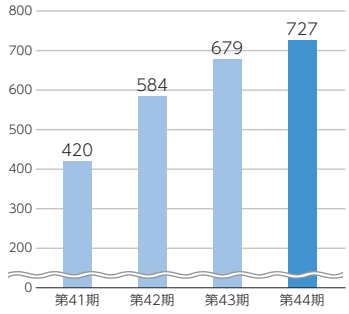

純資産・総資産
(百万円)

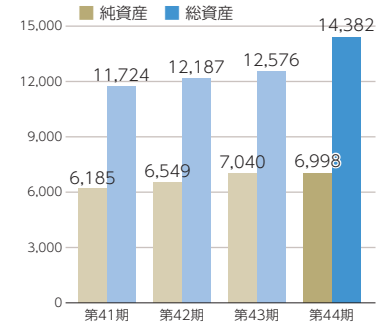

１株当たり純資産額
(円)

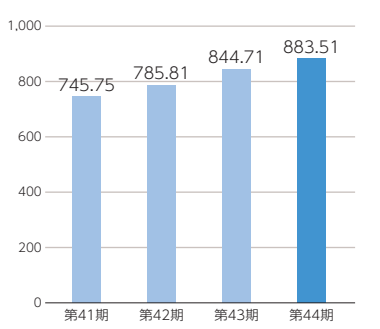

１株当たり当期純利益
(円)

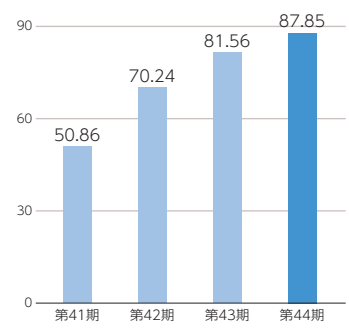

(6) 対処すべき課題

少子化の進行という厳しい経営環境の中で、学習塾業界におきましても企業間の淘汰と寡占化が進行しつつあります。他方で、大学入試制度改革を始めとした様々な教育制度改革が推し進められる中、民間教育に期待される役割も高まっております。

そのような中、当社グループにおきましては、中期経営計画（2018年３月期～2020年３月期）に定める諸施策を推進し、2028年の長期業績目標の実現及び企業価値の拡大に努めてまいります。

対処すべき課題といたしましては、以下を重点課題として取り組んでまいります。

１、人材の採用と育成強化
２、指導ツール及び指導システムの改善による教育サービスの品質向上
３、難関中学・高校・大学への合格実績伸長
４、業務効率改善による利益率向上
５、内部統制及びリスク管理の強化
６、新規事業（英語教育、公教育連携事業）の創出及び発展
７、グループ企業間のシナジー強化

当社グループを取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況ではありますが、今後も、更に企業価値を向上させるべく、役職員一同、社業の発展に努めてまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続き、一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、当社と、当社の100％出資子会社である株式会社野田学園、株式会社水戸アカデミー、株式会社集学舎及び有限会社クオード・エンタープライズの５社で構成されており、教育関連事業、不動産賃貸を主たる事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

①教育関連事業

当社が、主に小学１年生から高校３年生までを対象とした進学学習指導を行うほか、年長生以上を対象とした英語教育、進学学習指導業務で培ったノウハウを活用した社会人対象の教育研修、自社で開発した教育コンテンツの外部販売等を行っております。進学学習指導業務につきましては、首都圏で校舎展開を行っており、全て直営方式で運営しております。

株式会社野田学園は、「野田クルゼ」の名称で、高校生及び高卒生を対象とした医歯薬系専門の大学受験予備校を運営しております。

株式会社水戸アカデミーは、「水戸アカデミー」の名称で、茨城県内で小・中学生を対象とした進学学習指導を行っております。

株式会社集学舎は、「ＱＵＡＲＤ（クオード）」の名称で、千葉県内で小・中・高校生を対象とした進学学習指導を行っております。

②不動産賃貸

当社が、自社保有の住居用・事業用不動産物件を一般顧客に賃貸するとともに、株式会社野田学園に対して、校舎物件の一部を転貸しております。

有限会社クオード・エンタープライズは、株式会社集学舎及び一般顧客に対し、保有する物件の賃貸をしております。

(8) 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

①当社

イ．本社　　東京都豊島区池袋二丁目53番７号

ロ．校舎

ブランド	校舎数	都道府県別内訳
早稲田アカデミー （小・中学生対象／集団指導校舎）	112	東京都59校　埼玉県20校　神奈川県19校 千葉県13校　茨城県１校
ＥｘｉＶ（エクシブ） （小・中学生対象／難関中高受験専門塾 集団指導校舎）	5	東京都４校　神奈川県１校
ＳＰＩＣＡ（スピカ） （小学生対象／最難関中学受験専門塾）	1	東京都１校
国研（くにけん） （小５～６生・中学生対象／都立高受験専門塾 集団指導校舎）	1	東京都１校
早稲田アカデミー大学受験部 （中・高校生対象／大学受験専門塾 集団指導校舎）	11	東京都７校　埼玉県２校　神奈川県２校
ＭＹＳＴＡ（マイスタ） （小・中・高校生・高卒生対象／個別指導校舎）	12	東京都９校　埼玉県１校　千葉県２校
早稲田アカデミー個別進学館 （小・中・高校生・高卒生対象／難関校受験対応個別指導校舎）	11	東京都６校　埼玉県２校　神奈川県２校 千葉県１校

②子会社

株式会社野田学園

本社・本校・現役校　東京都千代田区神田駿河台二丁目８番

株式会社水戸アカデミー
　本社　　東京都豊島区池袋二丁目53番７号
　水戸本部校・日立校
株式会社集学舎
　本社　　東京都豊島区池袋二丁目53番７号
　姉崎校・木更津校・おゆみ野校・ちはら台校
有限会社クオード・エンタープライズ
　本社　　東京都豊島区池袋二丁目53番７号

(9) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

セグメント区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
教育関連事業	887（3,910）名	+46（+427）名
不動産賃貸	－　（－）名	－　（－）名
合計	887（3,910）名	+46（+427）名

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員）数は、（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．上記教育関連事業に記載の人員のほか、連結子会社である株式会社野田学園におきまして、業務委託契約により授業を担当している講師が26名（当連結会計年度の平均）おります。
３．不動産賃貸に係る業務は、教育関連事業に属する従業員が担当しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
842（3,762）名	+17（+336）名	36.9歳	8.38年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員）数は、（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	800百万円
株式会社りそな銀行	18

（注）当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を、又、安定資金を確保し財務基盤の強化を図るため、取引銀行７行と分割実行可能期間付シンジケートローン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、2,300百万円であります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（平成30年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　30,000,000株

（2）発行済株式の総数　8,334,976株

（3）株主数　6,815名

（4）大株主（上位10名）

所有者別株式数比率

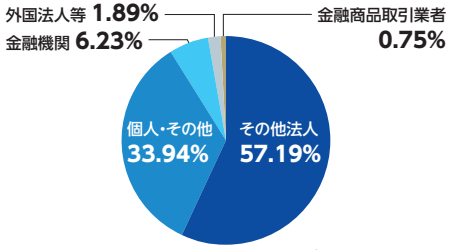

※「個人・その他」には自己株式366,157株が含まれております。

株　主　名	持株数	持株比率
株式会社ナガセ	1,508,800株	18.93%
英進館株式会社	877,100株	11.00%
福山産業株式会社	582,000株	7.30%
株式会社明光ネットワークジャパン	416,700株	5.22%
早稲田アカデミー従業員持株会	358,700株	4.50%
河端　真一	287,500株	3.60%
株式会社学研ホールディングス	263,200株	3.30%
須野田　珠美	248,300株	3.11%
中国開発株式会社	236,000株	2.96%
有限会社平井興産	201,900株	2.53%

（注）当社は、自己株式366,157株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。又、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託が所有する当社株式（47,300株）を含んでおりません。

（5）その他株式に関する重要な事項

自己株式取得状況（自己株式立会外買付取引（ＴｏＳＴＮｅＴ－３）による買付）

平成30年２月６日開催の取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類及び数	普通株式　366,000株
取得価額の総額	599百万円
取得した日	平成30年２月７日

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古田　信也	株式会社集学舎代表取締役社長
専務取締役	河野　陽子	管理本部長兼総務部長
常務取締役	山本　豊	運営本部長兼運営部長
取締役	伊藤　誠	教務本部長兼事業開発部長 教育事業本部管掌 株式会社野田学園代表取締役社長
取締役	川又　政治	
取締役（監査等委員・常勤）	遠藤　忠雄	
取締役（監査等委員）	原口　昌之	原口総合法律事務所代表 ＭＲＴ株式会社社外監査役 株式会社トランザス社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	布施木　孝叔	綜研化学株式会社社外監査役 リファインバース株式会社社外取締役

（注）１．取締役 川又政治氏並びに取締役（監査等委員）原口昌之氏及び布施木孝叔氏は社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員） 遠藤忠雄氏は、長年、他社や当社において財務・経理部門の責任者として経理実務に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役（監査等委員） 原口昌之氏は弁護士並びに公認会計士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役（監査等委員） 布施木孝叔氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、企業監査の豊富な経験を有するものであります。
３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために遠藤忠雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は取締役 川又政治氏及び取締役（監査等委員） 原口昌之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退　任　事　由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
山口　芳郎	平成29年６月28日	任期満了	社外監査役
小山　剛史	平成29年６月28日	任期満了	社外監査役 小山公認会計士事務所所長 有限会社小山経営コンサルティング代表取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役川又政治氏及び各監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	5名 (1)	112百万円 (4)
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	3 (2)	11 (5)
監査役 （内、社外監査役）	4 (3)	5 (3)
合計 （内、社外役員）	12 (6)	129 (13)

（注）１．上記には、平成29年６月28日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役２名を含めております。なお当社は、平成29年６月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成12年６月29日開催の第26回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。又、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成29年６月28日開催の第43回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし使用人分給与を含まず。又、上記金額の内、社外取締役分は年額30百万円以内。）と決議いただいております。
４．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成29年６月28日開催の第43回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
５．監査役の報酬限度額は、平成15年６月27日開催の第29回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
６．当社は平成29年６月28日開催の第43回定時株主総会において、取締役の業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）の導入を決議しております。なお、当事業年度において上記株式報酬に係る費用計上はありません。
７．支給人員につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は10名（内、社外役員は５名）であります。

②社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員） 原口昌之氏は、原口総合法律事務所代表、ＭＲＴ株式会社の社外監査役及び株式会社トランザスの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な

関係はありません。

取締役（監査等委員）布施木孝叔氏は、綜研化学株式会社の社外監査役及びリファインバース株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

・取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（18回開催）		監査役会（4回開催）		監査等委員会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	川又 政治	18回	100.0%	－	－	－	－
取締役（監査等委員）	原口 昌之	18回	100.0%	4回	100.0%	13回	100.0%
取締役（監査等委員）	布施木 孝叔	14回	100.0%	－	－	13回	100.0%

（注）1．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。
2．当社は、平成29年６月28日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。上記の取締役（監査等委員）に関しては、当該移行前の監査役会及び移行後の監査等委員会の出席状況を記載しております。
3．取締役（監査等委員） 布施木孝叔氏は、平成29年６月28日開催の第43回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は14回であります。

・取締役会、監査役会及び監査等委員会における発言状況

イ．取締役 川又政治氏は、主に他社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業経営並びに内部管理の見地から必要に応じ発言を行っております。

ロ．取締役（監査等委員） 原口昌之氏は、主に弁護士、公認会計士としての経験及び知見に基づき、企業法務並びに企業会計の専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

ハ．取締役（監査等委員） 布施木孝叔氏は、公認会計士としての経験及び知見に基づき、企業経営並びに企業会計の専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く）、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第１項及び同条第３項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

又、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守し職務を執行する。

ロ．取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査等委員会監査等基準及び監査等委員会監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けるものとする。

ハ．内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務執行部門から独立した立場で継続的に内部統制システムの整備・運用状況についての監査及び評価を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査等委員会に適宜報告する。

ニ．取締役及び使用人の職務の執行に係る法令上疑義のある行為等について、内部通報制度を構築・運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。使用人の法令又は定款違反行為については社長が、取締役の法令又は定款違反行為については取締役会が、それぞれ具体的な処分を決定する。

ホ．反社会的勢力の排除に関しては、その基本方針・排除体制・対応方法を「反社会的勢力排除対応マニュアル」に定め、反社会的勢力を排除するための体制を構築するとともに、不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で対応する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の記録、保存及び管理状況について、監査等委員会の監査を受けるものとする。

ハ．子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会に出席し、会社の状況を報告する。又、取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関し、当社の関係会社管理規程に基づき、報告体制を整備する。当該報告資料は、当社の取締役が常時閲覧できるものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、当社又は子会社の経営に対する損失の危険に対処すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応の方針と体制を整備し、損失を最小限にとどめる。会社の経営リスクに対して、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、継続的に管理体制を監視し、改善を図る。

ロ. 経営上想定されるリスクの発生を未然に防止するための手続き、発生したリスクへの対応方法等を社内規程もしくは社内規則に定め、リスクマネジメントの強化を図る。
ハ. 取締役は、担当職務の執行に係る経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。本部長及び部署長は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、担当職務におけるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直すとともに、担当取締役に適宜報告する。
ニ. 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるとともに、取締役会に適宜報告する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 各取締役の職務は、取締役会決議その他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を少なくとも月１回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は、経営の効率化に資するよう、経営会議等での審議を経て、取締役会で執行決定を行う。
ハ. 取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社及び子会社は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守する。又、当社と子会社間における取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
ロ. 子会社各社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自社の規模、事業の性質その他企業個性及び特性を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。子会社の規程類は、当社の規程類に準じて整備されるべきものとする。
ハ. 当社は関係会社管理規程を定め、子会社の経営管理を行うものとする。当社及び子会社各社の取締役は、適切な内部統制システムの整備が行えるよう、意見交換し相互に協力するものとする。
ニ. 当社及び子会社の内部統制システムの構築及び管理の統括部署を経営企画室とし、監査及び評価の担当部署を内部監査室とする。内部監査室は、当社及び子会社の監査を定期的に実施することと合わせて、当社及び子会社を対象とした監査を包括的に実施することで、当社及び子会社の業務全般にわたる内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。
ホ. 監査等委員会は、子会社の監査役と連携して子会社の業務執行状況を監査し、当社及び子会社の連結経営に対応した企業集団の業務の適正を監視、監督する。又、監査を実効的かつ適正に行えるよう内部監査室及び会計監査人との緊密な連携等、的確な体制を構築する。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の信頼性に係る内部統制運用実施細則」を定め、財務報告に係る内部統制に必要な仕組みを整備し、その有効な運用を行う体制を構築する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

イ．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務が適切に行われるよう、適時に対応するものとする。

⑧前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ．前号の使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、又、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

ロ．前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

⑨当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告するものとする。

ロ．子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに内部監査室を通じて監査等委員会に報告するものとする。

ハ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。

ニ．監査等委員会は、内部監査室と定期的に会合を開催し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができる。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。

⑩監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ．監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理する。

ロ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定の予算を設ける。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員の少なくとも過半数は社外取締役とし、監査の独立性、実効性を高めるとともに、対外透明性を担保する。

ロ．監査等委員は、取締役会に出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役等から職務執行状況を聴取し、当社の各部署及び子会社の職務及び財産の状況調査を行い、又、監査上の重要課題等について取締役と意見交換を行う。監査等委員会が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

ハ．監査等委員会は、内部監査室、会計監査人、子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。又、監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

なお、当社は平成29年６月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。従いまして、監査等委員会に関する事項は、監査等委員会設置会社に移行後の運用状況を記載しておりますが、移行前の監査役会においても監査等委員会と同様の体制で運用しております。

①取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

・当事業年度においては、定例取締役会12回、各決算期末及び臨時に開催した取締役会6回（合計18回）を開催し、取締役の職務執行の適正性を確保するとともに、当社と利害関係を有しない社外取締役が毎回出席をし、取締役の職務執行の状況を監督しております。
取締役会においては、取締役会規程並びに法令及び定款の定めに基づき、経営上の重要事項の審議・決議を行い、定例取締役会においては毎月、各取締役から職務執行状況を報告しております。

・内部監査については、内部監査規程に基づき、監査等委員会及び会計監査人とも連携を図り、「業務監査」「会計監査」「組織・制度監査」を実施いたしました。
・監査等委員でない社外取締役及び常勤監査等委員は取締役会に加え、経営会議等の重要会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行取締役及び使用人から職務執行状況を聴取し、経営監督機能の強化及び向上を図っております。
・反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除対応マニュアル」に基づき、本社総務部が中心となって体制を整備するとともに、社内啓蒙に努めました。

②コンプライアンス強化に向けての取り組みについて

・コンプライアンスの強化に向けて、社内研修やマニュアル等により従業員等への教育・啓蒙を行うとともに、階層に応じて必要な法令遵守に関する知識習得のための研修を実施しております。
・個人情報保護については、「個人情報保護対策チーム」が主導して研修及び指導を行うとともに、内部監査室と連携して、各部署における個人情報の管理状態をチェックし、必要に応じて指導を行いました。

③企業集団の業務の適正を確保するための体制について

・子会社の経営管理につきましては「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行の重要度に応じて、当社取締役会の決裁を受ける体制を整備するとともに、当社取締役会にて、子会社取締役を兼務する取締役より各社の業務執行状況の報告を受けております。又、内部監査室は、子会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。
・関係会社管理の主管部署である経営企画室が中心となり、各子会社の経営状態を把握するとともに、当社の定例取締役会において適宜状況の報告を行いました。

④監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

・常勤監査等委員は取締役会・経営会議等の重要会議への出席、稟議書等の決裁書類や業務執行に関する重要書類の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人からの職務執行状況の聴取等を行い、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
・監査等委員会は内部監査室及び会計監査人と定期的にミーティングを実施し、情報交換と連携を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。又、最終的には株式の大量買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大量買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、前記①の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を引き続き実施してまいります。

イ．当社の企業価値の源泉

当社は、昭和51年に「早稲田大学院生塾」として発足して以来、一貫して「本気でやる子を育てる」という教育理念を掲げ、自分たちの力で日本一の学習塾になろうとの目標のもと、学習塾としての原点を見失うことなく、「成績向上と志望校合格」という生徒・保護者の期待とニーズに応えることを最優先に、質の高い授業の提供に努めております。

そして、当社の企業価値は、教育理念、従業員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、組織力を生み出す企業文化、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものであります。

当社が、かかる教育理念に基づいて、顧客や従業員への貢献を実現すれば、自ずとコーポレートビジョンが実現され、業績向上を通じて、広い意味で社会への貢献を実現できるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えております。

ロ．企業価値向上への取組み

当社のコア事業は進学塾経営であり、その事業運営においては「本気でやる子を育てる」という教育理念に基づき、単に志望校に合格することだけを目的とするのではなく、受験勉強を通じて、「自らの力で考え、困難を乗り越えていける子供を育てる」ことを基本方針としてまいりました。

当社としては、このような基本方針のもと、当社の企業価値を向上させるため、学習塾事業に関する経営戦略を策定し、それを推進しております。更に、経営組織として磐石な収益基盤を確立し、企業価値の最大化を目指していくために、学習塾事業で獲得したノウハウや教育コンテンツ等を活用した新たな事業の開拓に、積極的に取り組んでまいります。

ハ．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織の構築を基本としております。同時に、経営の透明性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスが有効に機能し、正確かつ迅速な情報開示を行い得る体制作りを目指しております。

これまで当社は、この基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、ガバナンスが有効に機能する体制作りに努めてまいりました。今後も、当社は、株主の皆様、顧客の皆様（生徒・卒業生及びその保護者）、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールの遵守を徹底し、内部統制の充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

ニ．業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社は多数のステークホルダーの皆様にご支持いただくことが当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な要素であると考えており、中でも株主の皆様への利益還元を強化していくことは重要な経営課題のひとつと認識しております。

今後も、安定的な経営基盤の確立と株主資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を更に強化するべく経営努力を継続してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年５月29日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の導入を決議し、直近では平成27年6月26日開催の当社第41回定時株主総会において、株主の皆様に、本プランの継続をご承認いただきました。

本プランは、大量買付者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付者との交渉の機会を確保することを目的としております。そして、大量買付者が本プランにおいて定められる手続に従うことなく大量買付行為を行う場合や、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行う場合であっても、当社取締役会が当該大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、その買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する大量買付行為であると認められる場合に、当社取締役会によって対抗措置が講じられる可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものであります。

本プランの対象となる当社株式の大量買付行為とは、買付け等の結果、a. 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計又はb. 当社の株券等の公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが20%以上となる者（当該買付け等の前にa. 又はb. のいずれかが20%以上である者を含む。）による買付け等又は買付け等の提案としております。

本プランにおける対抗措置は、原則として、株主の皆様に対し、大量買付者及びその関係者による権利行使が認められないとの行使条件並びに当社が当該大量買付者及びその関係者以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得する旨の取得条項等を付すことが予定される新株予約権の無償割当てを実施するものとなっております。

本プランにおいては、対抗措置の発動又は不発動について取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会が、取締役会から独立した委員のみから構成される「独立委員会」の判断を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定することとしております。又、独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を、株主の皆様に行っていただきます。

なお、本プランの有効期間は平成30年３月期に関する定時株主総会の終結の時までとされております。た

だし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。

④前記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその理由

前記②に記載の取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、前記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

又、前記③に記載の取組みは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものであり、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

更に、本プランは、

・買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
・株主意思を重視していること
・独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
・合理的な客観的要件が設定されていること
・独立した地位にある専門家の助言を取得できること
・デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

等の理由から、前記①に記載の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

（注）1．本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率（持株比率を除く。）の表示については、四捨五入を行っております。
2．本事業報告に記載の金額には、消費税等を含んでおりません。
3．本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものであります。

連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	第44期	第43期（ご参考）
資産の部		
流動資産	**3,561,326**	**4,122,410**
現金及び預金	1,367,749	2,265,737
営業未収入金	1,437,668	1,131,795
商品及び製品	150,952	51,911
原材料及び貯蔵品	31,023	19,762
前払費用	350,580	413,807
繰延税金資産	216,222	227,568
その他	22,975	28,199
貸倒引当金	△15,845	△16,371
固定資産	**10,820,795**	**8,453,704**
有形固定資産	**5,326,094**	**4,662,088**
建物及び構築物	2,865,925	2,438,051
土地	1,825,167	1,667,661
リース資産	469,498	405,796
建設仮勘定	1,140	13,473
その他	164,362	137,106
無形固定資産	**2,009,497**	**466,916**
ソフトウエア	704,185	98,120
ソフトウエア仮勘定	42,242	187,060
のれん	1,174,184	79,407
その他	88,884	102,327
投資その他の資産	**3,485,203**	**3,324,699**
投資有価証券	928,458	830,813
繰延税金資産	300,259	290,363
差入保証金	2,198,317	2,135,789
その他	73,486	82,931
貸倒引当金	△15,318	△15,198
資産合計	**14,382,121**	**12,576,115**

科目	第44期	第43期（ご参考）
負債の部		
流動負債	**4,387,515**	**3,225,158**
支払手形及び買掛金	175,196	205,072
短期借入金	800,000	－
一年内返済予定の長期借入金	96,432	98,000
未払金	583,333	407,632
未払費用	805,613	727,017
未払法人税等	374,919	395,246
未払消費税等	204,420	129,045
リース債務	181,337	161,197
前受金	656,595	574,588
賞与引当金	453,709	482,522
その他	55,956	44,836
固定負債	**2,995,900**	**2,310,395**
長期借入金	600,178	18,000
リース債務	318,524	289,138
退職給付に係る負債	911,275	885,323
資産除去債務	1,122,408	1,084,133
その他	43,513	33,799
負債合計	**7,383,415**	**5,535,554**
純資産の部		
株主資本	**6,709,482**	**6,910,530**
資本金	**968,749**	**968,749**
資本剰余金	**917,698**	**917,698**
利益剰余金	**5,505,518**	**5,024,185**
自己株式	**△682,484**	**△102**
その他の包括利益累計額	**289,223**	**130,029**
その他有価証券評価差額金	323,795	198,663
退職給付に係る調整累計額	△34,571	△68,633
純資産合計	**6,998,706**	**7,040,560**
負債・純資産合計	**14,382,121**	**12,576,115**

連結損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	第44期	第43期（ご参考）
売上高	**22,143,977**	**20,685,404**
売上原価	**15,732,208**	**15,001,022**
売上総利益	**6,411,769**	**5,684,382**
販売費及び一般管理費	**5,299,356**	**4,616,350**
営業利益	**1,112,412**	**1,068,031**
営業外収益	**47,613**	**45,695**
受取利息	3,148	3,115
受取配当金	20,532	19,753
受取保険料	6,849	3,766
自動販売機収入	1,886	1,783
広告掲載料	10,000	10,216
その他	5,196	7,061
営業外費用	**52,874**	**39,072**
支払利息	14,011	13,928
自己株式取得費用	5,998	－
固定資産除却損	32,703	17,673
その他	161	7,470
経常利益	**1,107,151**	**1,074,654**
特別利益	**83,263**	**－**
移転補償金	83,263	－
特別損失	**30,645**	**11,275**
減損損失	30,645	11,275
税金等調整前当期純利益	**1,159,768**	**1,063,378**
法人税、住民税及び事業税	440,497	468,748
法人税等調整額	△8,364	△85,154
当期純利益	**727,636**	**679,784**
非支配株主に帰属する当期純利益	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	**727,636**	**679,784**

貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	第44期	第43期（ご参考）
資産の部		
流動資産	**2,750,657**	**3,628,639**
現金及び預金	670,209	1,797,563
営業未収入金	1,348,757	1,112,338
商品及び製品	145,028	50,185
原材料及び貯蔵品	29,714	19,053
前払費用	344,171	411,188
繰延税金資産	211,003	221,752
その他	16,156	31,969
貸倒引当金	△14,384	△15,412
固定資産	**10,244,488**	**8,299,710**
有形固定資産	**4,061,452**	**4,235,412**
建物	2,163,903	2,209,718
構築物	36,666	42,082
工具、器具及び備品	136,848	132,218
土地	1,267,655	1,438,938
リース資産	455,237	401,026
建設仮勘定	1,140	11,427
無形固定資産	**817,677**	**373,572**
借地権	36,138	36,138
ソフトウエア	689,531	98,120
ソフトウエア仮勘定	38,016	169,137
のれん	3,961	6,224
その他	50,031	63,951
投資その他の資産	**5,365,358**	**3,690,725**
投資有価証券	912,287	830,813
関係会社株式	1,968,067	408,167
長期前払費用	47,637	60,508
繰延税金資産	242,045	254,797
差入保証金	2,190,189	2,129,589
その他	16,000	17,600
貸倒引当金	△10,870	△10,750
資産合計	**12,995,145**	**11,928,349**

科目	第44期	第43期（ご参考）
負債の部		
流動負債	**3,921,650**	**2,966,656**
買掛金	171,639	203,089
短期借入金	800,000	－
一年内返済予定の長期借入金	－	70,000
リース債務	177,377	160,051
未払金	549,267	383,164
未払費用	770,511	712,532
未払法人税等	369,169	371,578
未払消費税等	182,189	118,975
前受金	414,948	434,890
預り金	42,878	43,528
賞与引当金	443,667	468,845
固定負債	**2,324,180**	**2,195,184**
リース債務	307,544	285,405
退職給付引当金	839,010	766,174
預り保証金	68,060	68,743
資産除去債務	1,109,564	1,074,861
負債合計	**6,245,830**	**5,161,841**
純資産の部		
株主資本	**6,424,744**	**6,567,844**
資本金	**968,749**	**968,749**
資本剰余金	**917,698**	**917,698**
資本準備金	917,698	917,698
利益剰余金	**5,220,781**	**4,681,498**
利益準備金	17,388	17,388
その他利益剰余金	5,203,392	4,664,109
別途積立金	220,000	220,000
繰越利益剰余金	4,983,392	4,444,109
自己株式	**△682,484**	**△102**
評価・換算差額等	**324,570**	**198,663**
その他有価証券評価差額金	324,570	198,663
純資産合計	**6,749,315**	**6,766,507**
負債・純資産合計	**12,995,145**	**11,928,349**

損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	第44期	第43期（ご参考）
売上高	**21,321,163**	**19,972,619**
教育関連事業売上高	21,203,909	19,856,314
不動産賃貸売上高	117,254	116,304
売上原価	**15,216,897**	**14,588,891**
教育関連事業売上原価	15,116,710	14,492,675
不動産賃貸売上原価	100,187	96,216
売上総利益	**6,104,265**	**5,383,727**
販売費及び一般管理費	**4,978,781**	**4,448,694**
営業利益	**1,125,484**	**935,032**
営業外収益	**68,423**	**73,467**
受取利息	3,117	3,063
受取配当金	20,448	19,753
受取保険料	6,613	3,766
業務受託料	20,400	26,100
広告掲載料	10,000	10,216
その他	7,843	10,568
営業外費用	**49,937**	**37,068**
支払利息	11,074	12,787
自己株式取得費用	5,998	－
固定資産除却損	32,703	16,922
その他	160	7,357
経常利益	**1,143,969**	**971,432**
特別利益	**83,263**	**－**
移転補償金	83,263	－
特別損失	**30,645**	**11,275**
減損損失	30,645	11,275
税引前当期純利益	**1,196,587**	**960,156**
法人税、住民税及び事業税	439,327	438,000
法人税等調整額	△32,067	△72,919
当期純利益	**789,327**	**595,075**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月16日

株式会社早稲田アカデミー
　取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯　畑　史　朗　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　　美　岐　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社早稲田アカデミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月16日

株式会社早稲田アカデミー
　取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飯　畑　史　朗　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　　美　岐　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制システムの関連部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人が金融庁から受けた行政処分に対する改善計画等については、その進捗及び結果につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（注）当社は、平成29年６月28日開催の定時株主総会の決議により、平成29年６月28日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成29年４月１日から平成29年６月28日までの監査につきましては、旧監査役会から引継ぎ、その内容を確認した上で当事業年度の監査報告といたしております。

平成30年５月23日

株式会社早稲田アカデミー　監査等委員会

常勤監査等委員・取締役　遠　藤　　忠　雄　㊞

監査等委員・社外取締役　原　口　　昌　之　㊞

監査等委員・社外取締役　布　施　木　孝　叔　㊞

以　上

[ご参考]
Topics

千葉県内で進学塾“QUARD（クオード）”を展開する株式会社集学舎が早稲田アカデミーグループに加わりました

株式会社集学舎は千葉県内において、“QUARD（クオード）”のブランド名で小学生～高校生を対象に進学指導を行う学習塾を経営しています。創業以来、生徒間の競争意識醸成により学習意欲を高めるクラス運営と、教務力とプロフェッショナル意識の高い講師による的確な受験指導により成績向上と志望校合格を目指す、という教育方針で、県立千葉高校をはじめとする千葉県内・東京都内の難関校への高い合格実績を有しています。

株式会社集学舎が当社グループに加わることで、千葉県内でのドミナント展開を一層推進するとともに、中期経営計画（2018年3月期～2020年3月期）で定める、「都県立難関高校の合格実績伸長」を加速できるものと期待しております。





▲校舎外観と教室内の様子（おゆみ野校）





▲校舎内事務室の様子（左：ちはら台校　右：姉崎校）

配当金及び株主優待制度のご案内

── 配当金について ──

平成30年3月期の配当金は、期末配当を前期より3円増額の23円とし、中間配当10円を含めた年間配当金は33円を予定しております。また、平成31年3月期の予想年間配当金は、中間配当10円、期末配当25円の合計35円を見込んでおります。

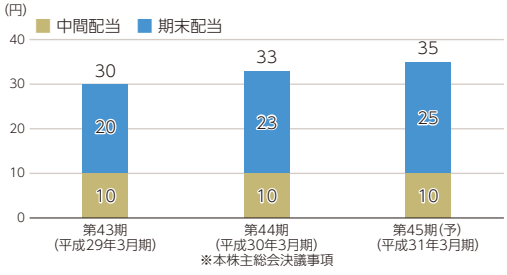

── 株主優待制度について ──

当社株式への投資の魅力を高め、より多くの皆様に中長期的に当社株式を保有いただけるよう、株主優待制度を導入しております。なお、3年以上保有の皆様には、額面を増額しております。

保有株式数		
100株以上	継続保有期間　3年未満	一律QUOカード 1,000円分
	継続保有期間※1 3年以上	一律QUOカード 2,000円分



※1. 同一株主番号で3月31日及び9月30日の株主名簿に連続7回以上記載又は記録された株主様

※2. 贈呈時期は毎年6月の定時株主総会開催後の発送を予定

第44回　定時株主総会　会場ご案内図

日　　時	平成30年6月27日（水曜日）午前10時～
場　　所	東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19 リーガロイヤルホテル東京　3階　「ロイヤルホールⅡ」 会場TEL：03-5285-1121
交通機関のご案内	● 都電荒川線早稲田駅　改札を出て徒歩約3分 ● 東京メトロ東西線早稲田駅　3a出口より徒歩約10分 ● 東京メトロ有楽町線江戸川橋駅　1b出口より徒歩約15分



リーガロイヤルホテル東京



株式会社 早稲田アカデミー

VEGETABLE OIL INK

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。